

立川市都市計画審議会

令和4年11月22日(火)

○日 時 令和4年11月22日(火曜日)午前10時00分

場 所 立川市役所 205会議室

○出席委員(13名)

会 長 15番 古川公毅君

副 会 長 5番 大橋南海子君

1番 伊藤美帆子君

4番 大沢純一君

9番 佐藤淳一君

11番 高島奈美君

13番 中町 聡君

17番 松本 あきひろ君

3番 大石 ふみお君

6番 小野和久君

10番 瀬 順弘君

12番 長島伸匡君

14番 原 ゆき君

○欠席委員(4名)

2番 宇田川 崇君

7番 金子波留之君

*宇田川委員の代理として内山氏が出席

8番 佐川 徹也君

16番 星 卓志君

*佐川委員の代理として新井氏が出席

○出席説明員

市 長 清水庄平君

副 市 長 田中準也君

まちづくり部長 野澤英一君

都市計画課長 小林誠二君

産業振興課長 奥野武司君

都市総務係長 中村里美君

都市総務係 南山和秀君

都市総務係 黒川裕司君

都市総務係 金井寛樹君

○議事次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

1. 案件審査会

諮問第9号

立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）について

2. その他

4 閉 会

開会 午前10時00分

○小林都市計画課長 定刻になりましたので、令和4年度第4回都市計画審議会を開催したいと存じます。

本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

審議会開催に先立ち、事務局より欠席者、資料の確認をさせていただきます。

本日は、星委員、金子委員が欠席でございます。

佐川委員については、立川警察署交通課長の新井様が、宇田川委員については、立川消防署予防課長の内山様が代理として御参加でございます。

続いて、本日使用する資料の御確認をお願いいたします。事前に郵送にて送付させていただいた資料が黄色の表紙の資料10枚、また、机上配付として本日の次第、参考資料及びパワーポイントを印刷した資料がございます。

不足はございませんでしょうか。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○古川会長 お預かりいたします。

令和4年度第4回都市計画審議会を開催いたします。

お手元の次第に沿って進行いたします。

審議会開催に当たり、立川市長さんより御挨拶をいただきます。

○清水市長 本日は大変お忙しいところ、都市計画審議会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃から立川のまちづくり、審議会の運営につきまして、大変御協力をいただいておりますことを心よりお礼を申し上げる次第でございます。

本日は、毎年この時期にお願いしております生産緑地地区の変更について、お諮りいたします。詳しくは担当より御説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

なお、本市の生産緑地は、そのほとんどが平成4年に決定されたものであり、10月の本審議会にお諮りしました特定生産緑地に移行しない生産緑地につきましては、30年が経過する本年11月より、買取りの申出が可能となったところでもありますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○古川会長 ありがとうございました。

○古川会長 次に、議題に入ります。

それでは、案件審査会を開催いたします。

最初に、立川市長さんより諮問をお願いいたします。

○清水市長 諮問文。

立ま都第 1119 号、令和 4 年 11 月 22 日。

立川市都市計画審議会会長 古川公毅殿。立川市長 清水庄平。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に次の事項について諮問します。

諮問第 9 号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）について。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○古川会長 ただいまお預かりいたしました。

傍聴人はいらっしゃいますか。

○南山都市総務係 いらっしゃいません。

○古川会長 それでは、案件審査に入ります。

本日審議いたします案件は、諮問第 9 号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）についてでございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○小林都市計画課長 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）について御説明させていただきます。

生産緑地につきましては、1 年分の削除や追加等をまとめて集計し、毎年 1 月 1 日に都市計画変更を行っているものです。お手元の資料を御覧ください。1 ページから 16 ページ、黄色い表紙のものでございます。都市計画決定図書（案）の写し、図面は縮小版になってございます。

資料の 1 ページ、立川都市計画生産緑地地区の変更（立川市決定）を御覧ください。

生産緑地地区の次の 3 項目を変更するものでございます。

初めに、第 1、種類および面積でございます。今回の生産緑地地区の変更告示の予定面積は約 194.38 ヘクタールです。昨年度は変更時点で約 195.95 ヘクタールであり、約

1.57ヘクタールの減少となります。

次に、第2、削除のみを行う位置および区域についてでございます。公共施設への転用、買取り申出による行為制限の解除及び生産緑地の指定要件の欠如に伴い、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部または全部を削除します。削除は17件、面積は約2万9,780平方メートルでございます。

前回の変更までは、公共施設への転用を理由に、生産緑地地区を削除するタイミングを当該施設が供用を開始された段階としておりましたが、今回の変更により、公共施設への転用を理由に、公共機関等が生産緑地を取得した段階で生産緑地としての機能を有していないと判断いたしまして、削除することといたします。

続いて、第3、追加のみを行う位置および区域についてです。農業との調和を図り良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加するものです。4地区、約2,620平方メートルを新たに生産緑地地区に追加いたします。

資料の2ページ、新旧対照表と変更概要を御覧ください。2ページ、表の下段を御覧ください。変更前の地区件数及び面積は、昨年度の告示時点で359件、195万9,500平方メートル、約195.95ヘクタールとなっております。変更後の地区件数は、変更前の件数より4件減り355件、面積は削除・追加及び面積精査をいたしまして1万5,690平方メートル減り、194万3,820平方メートル、約194.38ヘクタールとなります。

続いて、資料3ページをお開きください。このページから16ページまでは立川都市計画生産緑地地区（立川市決定）の計画図でございます。今回変更を行う地区を図示しております。凡例にありますように、既に生産緑地地区として決定されている区域を既指定区域として縦線を表示しております。今回削除のみを行う区域を黒塗り潰しで表示しております。今回追加のみを行う区域を横線、薄い赤色の塗り潰しで表示してあります。

ここからはパワーポイントを使って説明させていただきます。

スクリーンを御覧いただければと思います。これから御覧いただく生産緑地の写真は、おおむね7月下旬に撮影した現地の状況でございます。赤い三角印は写真撮影方向を示してございます。

まず、地区番号4番の黒く塗り潰してある区域が、立川市道西1号線の生活道路拡幅事業による削除でございます。現在は道路予定地となっており、供用開始時期は未定でございます。

地区番号 10 番の黒く塗り潰してある区域が買取り申出による削除です。現在、土地利用は進められておりません。

地区番号 390 番の黒く塗り潰してある区域が買取り申出による削除です。現在、土地利用は進められておりません。

続いて、地区番号 68 番の黒く塗り潰してある区域が、生産緑地地区の指定要件の欠如により削除になります。相続放棄地のため、生産緑地を管理する主たる従事者が不在の状態が続き、現在は営農がされていない状態となっております。そのため、生産緑地法第 3 条 1 項に規定される生産緑地地区の指定要件から逸脱すると判断し、削除いたします。

続きまして、地区番号 93 番の黒く塗り潰してある区域です。生産緑地地区の指定要件の欠如による削除です。先ほどと同様、指定要件から逸脱するものとして削除いたします。

続きまして、地区番号 88 番でございます。買取りの申出による削除です。現在、土地利用は進められておりません。

次に、地区番号 90 番の横線で、薄い赤色で塗り潰しの区域でございます。生産緑地地区に新たに追加する区域でございます。地権者から生産緑地に追加したい旨の申請があり、現地を確認し農地として利用されているため追加するものでございます。

続きまして、地区番号 108 番、113 番の黒く塗り潰してある区域でございますが、買取りの申出による削除でございます。こちらも現在、土地利用は進められておりません。

続きまして、地区番号 31 番でございます。こちら 4 つの区域でございますが、武蔵砂川駅周辺地区道路整備事業による削除となります。一番下の区域については、既に道路として供用されております。残りの 3 つの区域については、道路予定地となっており、供用開始の時期は現在未定でございます。

地区番号 31 番の横線、薄い赤色で塗り潰した区域が生産緑地地区に新たに追加する区域でございます。こちらにつきましても、地権者から生産緑地に追加したい旨の申請がございまして、現地を確認し農地として利用されているため追加するものでございます。

地区番号 148 番でございます。こちらも買取り申出による削除となります。現在、土地利用は進められておりません。

続きまして、地区番号 44 番、左側の部分でございます。買取りの申出による削除となります。同様に土地利用は進められておりません。

続きまして、地区番号 43 番、44 番、右側の黒く塗り潰している区域です。立川市道北 73 号線の拡幅事業による削除となります。ともに道路としての供用開始がされております。

続きまして、地区番号 215 番でございます。こちらは買取り申出による削除となります。土地利用は現在進められておりません。

次に、地区番号 303 番でございます。薄い赤色で塗り潰してある区域でございます。生産緑地地区に新たに追加する区域でございます。先ほどと同様に、地権者から生産緑地に追加したい旨の申請がございました。現地を確認し、農地として利用されているため追加するものでございます。

地区番号 316 番でございます。こちらは買取り申出による削除でございます。現在、開発行為が進められている状況でございます。

地区番号 316 番の横線、薄い赤色で塗り潰している区域が生産緑地に新たに指定する区域でございます。先ほどと同様に、農地として利用されているため、追加するものでございます。

次に、地区番号 323 番でございます。こちらは立川都市計画道路 3・4・15 号すずかけ通り線の整備事業に伴う削除となります。現在、道路予定地となっており、供用開始時期については現在未定でございます。

地区番号 432 番でございます。こちらは買取り申出による削除となります。現在、土地利用は進められておりません。

次に、地区番号 372 番でございます。こちらは立川都市計画公園 5・5・6 号立川公園の整備事業に伴う削除となります。現在、畑及び田として管理されており、令和 6 年 3 月に公園として供用開始される予定となっております。

以上で、都市計画決定図書（案）の説明を終わります。

また、別冊で参考資料を机上に配付してございます。参考資料と書いてある、諮問第 9 号関連と表紙がなっているものでございます。こちらの参考資料 1 でございますが、立川都市計画生産緑地地区変更箇所的位置図でございます。全体の変更された箇所が立川市域の中でプロットされている状況でございます。

おめくりいただきまして、参考資料 2 でございます。こちらは生産緑地地区の削除案件の概要となっております。

続きまして、おめくりいただきまして、参考資料 3 でございます。生産緑地地区の推

移ということで、どのように変わってきたかというものが示されているものでございます。

おめくりいただきまして、最後のページでございますが、参考資料4でございます。立川都市計画生産緑地地区（立川市決定）指定状況一覧となっております。併せて参考にしていただければと思います。

この立川都市計画生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）につきましては、令和4年10月3日から10月17日までの2週間縦覧を行い、縦覧された方は1名いらっしゃいました。また、意見書の提出はありませんでした。今後の手続につきましては、本日の審議会を経て、令和5年1月1日付にて変更の決定告示を行う予定となっております。

以上で説明は終わりにさせていただきます。

○古川会長 説明は終了しました。

審議について、質疑応答、討論の順に進めてまいります。

それでは、諮問第9号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）についてに関して、御質問がございましたらお受けいたします。

どうぞ。

○長島委員 参考資料の諮問第9号関連、本日配付された資料の2ページ目、参考資料1というのがありますが、ここと、その次に参考資料2というのがあります。参考資料2の一番下あたりに、表になっていますが、393と番号がありますが、これが地図の上ののっていないと思うんですね。もしかすると、資料1の303というところが393に該当するんですか。それがちょっと分からなかったものですから。

○小林都市計画課長 大変申し訳ございません。

参考資料2でございまして、393と記載されているものが間違いでございまして、正しくは432でございます。申し訳ございません。

○古川会長 よろしいでしょうか。

○長島委員 いえ、ちょっと待ってください。393が間違いなんですか。432が正しいんですか。

○野澤まちづくり部長 大変申し訳ありません、黄色の表紙のもの1ページを御覧ください。

今、課長が御説明申し上げたのは1ページの真ん中の表、第2、削除のみを行う位置および区域、これの表の一番下でございます。390の下、432でございます。今回変更す

る番号は432が正しい数字です。参考資料のほうが393という記載になっておりますが、432に訂正ということでよろしくお願ひいたします。

○古川会長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、次に諮問第9号について討論を行います。討論はございませぬか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、これより採決を行いたいと思ひます。

御意見なしと認められますので、諮問第9号 立川都市計画 生産緑地地区の変更(立川市決定)(案)については、原案どおりとすることに御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、異議なしと認め、諮問第9号については原案のとおりといたします。

それでは、この場で答申をお渡ししますので、事務局で答申書を作成している間、暫時休憩といたします。約3分間程度、少々お時間をいただきたいと思ひます。

(休憩)

○古川会長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

答申書を読み上げ、市長さんに提出いたします。

この場で座って、これで読み上げさせていただいて、市長さんにお渡しさせていただきますと思ひます。

立都審第11号、令和4年11月22日。

立川市長 清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長 古川公毅。

都市計画について答申。

令和4年11月22日付立ま都第1119号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、11月22日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申、諮問第9号 立川都市計画 生産緑地地区の変更(立川市決定)(案)について、原案は妥当である。

以上です。

○清水市長　　どうもありがとうございました。

○古川会長　　本日予定していた審議案件は以上です。これで案件審査会を終了いたします。

事務局へお戻しいたします。

○小林都市計画課長　　お預かりいたします。

事務局から、次回以降の都市計画審議会の予定について御案内いたします。次回の第5回都市計画審議会は12月22日、木曜日、午前10時からを予定しております。審議案件は、4月に内容を御説明いたしました区域区分及び用途地域等の変更についてでございます。会場は101会議室を予定しております。後日、改めて開催通知をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

本日はありがとうございました。

閉会　午前10時28分